

指定避難所における空調設備の整備促進を求める意見書

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させることを目的とした施設であり、非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、国が令和４年（２０２２年）に実施した「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」によると、災害時に冷房機器が利用可能な指定避難所は６３．０％、暖房機器が利用可能な指定避難所は７４．９％であり、指定避難所での暑さや寒さによる２次被害対策は十分ではない状況にある。

本年１月に発生した能登半島地震では、冬季には空調設備の未整備等による指定避難所の寒さが課題となり、夏季には酷暑から避難者を守るために空調設備が未整備の指定避難所を閉鎖せざるを得なくなるなど、室温管理の問題が浮き彫りとなった。

今後、首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が想定される中で、国民の安全と憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るためには、指定避難所における空調設備の整備が必要不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 指定避難所における空調設備の整備に対し、活用可能な財政支援の内容を十分に周知すること。
- 2 指定避難所における空調設備の現実的かつ迅速な整備が可能となるよう、財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月２０日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

衆議院議長

参議院議長